

認知症施策推進関係者会議運営規則

〔令和6年3月28日
認知症施策推進関係者会議決定〕

(総則)

第1条 認知症施策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）及び認知症施策推進本部令（令和5年政令第368号）に規定するもののほか、この規則に定めるところによる。

(関係者会議の招集)

第2条 関係者会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 会議の出席には、会議の開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した会議への参加を含めるものとする。

(委員以外の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録等の公開)

第5条 議事録及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、議事録又は配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、関係者会議の議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

認知症施策推進関係者会議 委員名簿

青山 直樹	日本商工会議所企画調査部 担当部長
栗田 主一	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター センター長特任補佐 社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター センター長
伊集院 幼	鹿児島県大和村 村長
井上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
岩坪 威	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 所長
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会 常任理事
及川 ゆりこ	公益社団法人日本介護福祉士会 会長
岡村 秀人	愛知県大府市 市長
沖田 裕子	特定非営利活動法人認知症の人とみんなのサポートセンター 代表理事
川井 元晴	公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事
繁田 雅弘	東京慈恵会医科大学 名誉教授
柴口 里則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長
春原 治子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
戸上 守	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 副代表理事
永井 幸子	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
成本 迅	京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学 教授 一般社団法人日本意思決定支援推進機構 理事長
新田 悠一	長崎県福祉保健部長
藤田 和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 相談役理事
堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授 認知症未来共創ハブ 代表
前田 隆行	100BLG 株式会社 取締役

(五十音順、敬称略)
令和8年1月8日現在